

Title	ロバート・ コーンクウエスト編 『ソヴィエトの政治制度』
Sub Title	Robert Conquest, ed., The Soviet political system
Author	中沢, 精次郎(Nakazawa, Seijirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1969
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.42, No.4 (1969. 4) ,p.112- 114
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19690415-0112">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19690415-0112</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 紹介と批評

Robert Conquest, ed.

## The Soviet Political System

London, The Bodley Head, 1968, pp. 144.

ロバート・コーンクウェスト編

## 『ソヴィエトの政治制度』

本書は、一九一七年のボルシェヴィキ革命後の五十年間、ソヴィエトの市民生活に影響を与えてきたと思われるソヴィエト的統治の主要な側面についての諸事実を、詳細に吟味する(第一頁)ことを目的とした『ソヴィエト研究叢書』の一冊として刊行されている。また、編者のR・コーンクウェストは現在コロンビア大学ロシア研究所のシニア・フェローであつて、『ソ連の指導者層内部の権力斗争と政策論争』(Power and Policy in the U.S.S.R. (London, 1961))、『今日のマルクス主義』(Marxism To-day (Oxford, 1964))、『スターリンによる少数民族の放逐とフルシチョフ後のロシア』(The Soviet Deportation of Nationalities and Russia after Khrushchev (London, 1967))などの著書がある。

『ソヴィエトの政治制度』と題した本書はわずか百五十頁足らずの小冊ではあるが、憲法、行政組織、選挙制度、最高会議、閣僚会議、地方ソヴィエト、共産党、党組織、党と国家行政の九つの章を設けて、政治制度の全貌を、ソ連において公表された資料によつて画きだしており、しかも最新の資料収集のためには、一九六六年のソヴィエトの新聞雑誌およびその他の刊行物まで利用されているのであるといつて差支えない。もつとも本書について注文が全くないわけでもないで、まずそれを指摘してみよう。

かつては、一般にスターリン憲法とも呼ばれていた現行のソ連憲法は、一九三六年の十二月五日に制定された。その後この日は「憲法の日」とされ、三十二回目の今年も、「憲法の日」を記念する記事が各紙に見られる。党機関紙『プラウダ』には「すべての権利は人民に」と題した論説が掲げられている。しかし現行憲法に代る新憲法の制定という意図が公けにされて以来、すでに七年を経過した。すなわち一九六二年四月の連邦最高会議で、フルシチョフが、前年十月の第二十二回党大会における綱領の採択と関連して、憲法改正の歴史的な不可避性を説き、新憲法の依拠すべき諸原則を綱領から借用して述べた後に、現行憲法の改正を提案した。そして彼を議長とする新憲法草案準備委員会が設置され、同年六月にこの委員会が第一回会議を開いて、九つの小委員会の設置を決定したが、活動状況については公表されていない。その後、周知のように、一九六四年十月にフルシチョフは党第一書記(と党中央委員会幹部会員、

閣僚会議議長）から解任され、一九六六年の『ソ連邦最高会議報、第五一号』によると、現在では党書記長ブレジネフが憲法改正委員会の議長となつているが、草案作成の作業の進捗状況は全く明かでない。勿論R・コーンクウェストもこの点にふれ、「一九六四年十月のフルンチョフ打倒後、ブレジネフが憲法制定委員会議長のポストを継いだ。この委員会は今日に至るまで草案を作成していない」（二九頁）と述べ、ついで「ソ連の成文憲法の意義は、憲法としての実質的なそれよりも、象徴的および宣伝的な性格の強いものである」（二九頁）と断定している。現行憲法の本質的な役割についての評価にはまず異論はなからう。しかし、草案作成の活動が著しく遅れている乃至は停止しているとしても、制定の約束された新憲法の内容にかかり合うであろうような「動き」が現実にあるとすれば、この「動き」に積極的に取り組むことが、現行政治制度の親切な紹介となるのではなからうか。というのはこのような「動き」の一つとしてたとえば、「……この国の『政治的基礎』（連邦憲法第二条）とは程遠い存在であつて、上から指令された政策の執行者にすぎない」（九一頁）地方ソヴィエト、特に市あるいは村といった下級のソヴィエトの現状にたいする鋭い批判の進行が現に認められるからである。

すなわち一九六五年には、「地方ソヴィエトの権限を拡大し、その役割を高める問題を全面的に充分研究する必要があるが、ただ一つ明白なことは、憲法上地方ソヴィエトに与えられている大幅な権限の完全に行使されることが極めて肝要だ、という点である」とい

つたような現状批判と改革を求める発言が公けにされており（エン・アルチニヤン「権利は権利づける」、一九六五年八月五日付の『イズベスタヤ』紙）、一九六六年に地方ソヴィエト代議員を対象として実施されたアンケート調査によると、有権者からの要求をほとんどあるいは全く実現させていないとした解答者は七十六パーセントに達していること、ほとんどあるいは全く実現されない有権者の要求は住宅、医療、子供のための施設など、要するに地域社会の生活環境の改善にかんする問題であつて、その原因は代議員自身の熱意の不足、執行委員会の官僚主義などにもあるが、決定的には下級ソヴィエトの権限の欠如と財政的な貧困にあることなどが明らかにされている（アンケートによると）、「勤労者代議員ソヴィエト」誌、一九六六年十月号、四一―七頁）。あるいは「地方ソヴィエトの予算の編成権と決定権は憲法によつて保証されたものであり、それは『連邦および共和国の予算についての諸権利にかんする』法律に明記されているが、実際には、村ソヴィエトの予算についての権限は極めてかぎられている」ために、支出をとまなう事業は無論のこと、ソヴィエトとその執行委員会の極度に限定された権限、職員の不足、待遇の低さに原因した執行委員会議長の人選難などにより、住民へのサービスをほとんど提供していないといった村ソヴィエト当局者の声がつたえられており（「村ソヴィエトはいかにあるべきか」、一九六六年十二月七、十二日付の『イズベスタヤ』紙）、しかもまた、若干の共和国では地方ソヴィエト法の草案作成の準備がすでに相当進行しているとも報じられている（ヴェ・ウイシニコフ「地方ソヴィエ

トにかんする法律はいかにあるべきか」、「勤労者代議員ソヴィエト」誌、一九六六年八月号、四三頁）。そして一九六七年の三月に、村ソヴィエトの活動強化にかんする党中央委員会の決定が、一九六八年の四月には、「村および部落勤労者代議員ソヴィエトの基本的権利と義務にかんする連邦最高会議幹部会令」が公布されている。

前記のような地方ソヴィエトにかんする一九六七年の党決定あるいはまた一九六八年の幹部会令についてまでの言及を本書に期待することは、時間的に不可能なはずであるから、無理な注文といわなければならぬが、地方ソヴィエトの紹介(本書、第六章)にあたり、当然注目されるべき新しい「動き」にたいして、それに応しい強い関心が払われていない(九一―一二頁参照)。現行のソヴィエト政治制度の定着的な側面が発展的な側面との関連において、必ずしも充分に紹介されていないところに、本書の物足りなさが感じられる。

しかしながら同時にまた、形骸化された現行憲法の下における政治制度に見られる新しい「動き」への積極的なかかり合いを避けて、もつばら制度の定着した側面の紹介に終始したところに、本書のすぐれた特徴が認められることも指摘しなければならぬと考えている。たとえば、連邦(および共和国)の「最高会議」を取扱った第四章では、一般にはほとんど紹介されていない長老会議、すなわち総選挙後の連邦最高会議の開会に先立つて連邦会議と民族会議とに設置される長老会議にもふれ、「長老会議は最高会議の議事にたいする党のコントロールを確保するための、薄い衣をよそおった機関である」(五三頁)ことを明らかにしており、また第八章「党の

組織」では、専従党役職員の総数、その構成にまで叙述が及んでいる。勿論、実態が秘密にとざされた専従黨員にしても全く未研究の分野というわけではないが、本書における制度紹介の克明さが示されているといわなければならない。それはまた、ソ連研究にとつての最大の障害をなしているソヴィエト特有の秘密主義についても、「最高会議の常設委員会とその特別小委員会の議事手続は、どの公報にも記されていない」(五九頁)とか、「だれが連邦閣僚会議幹部会のメンバーであるかは常に推測の問題である」(七八頁)といったような数多くの具体的な指摘にも現われている。

『ソヴィエト研究叢書』には、『ソ連の工業労働者』(Industrial Workers in the USSR (London, 1967))、『ソ連の思想統制』(The Politics of Ideas in the USSR (London, 1967))、『ソヴィエトの民族政策の現実』(Soviet Nationalities Policy in Practice (London, 1967))などすでに数冊が刊行されており、研究対象は決してソヴィエトの政治にのみ限定されてはいないが、いずれも、第一次資料の収集に、いいかえると党と国家の公表文書は無論のこと、地方の日記紙をふくむ定期刊行物の渉猟に努力が注がれている。それは、手工業的な、個人的な枠をこえたところのみ成立する。このような点から、『ソヴィエトの政治制度』は高く評価されなければならない。また同時に、『ソヴィエト研究叢書』の続刊が期待される。(一九六八・二二・二〇) (中沢精次郎)